

通達甲（交. 総. 企1）第11号
平成24年5月18日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

交通死亡事故連続発生時等における応急対策実施要領の制定について

このたび、別添のとおり、交通死亡事故連続発生時等における応急対策実施要領を制定し、平成24年5月18日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、交通死亡事故連続発生時における交通対策実施要領の制定について（平成18年3月27日通達甲（交. 総. 企1）第4号）は、廃止する。

別添

交通死亡事故連続発生時等における応急対策実施要領

第1 目的

この要領は、交通死亡事故が連続発生した場合等において、緊急かつ組織的に実施する交通対策について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 応急対策

交通死亡事故の発生状況が、別に定める基準（以下「応急対策の実施基準」という。）に該当した場合に実施する交通対策をいう。

2 交通死亡事故

交通事故のうち、当事者が交通事故による外傷を原因として、当該交通事故の発生から24時間以内に死亡したものをいう。

3 連続発生

連日にわたり発生する状況をいう。

第3 基本方針

交通部内所属長、方面本部長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、交通死亡事故が連続発生した場合等は、交通死亡事故の発生状況を的確に把握し、迅速に各種交通対策を実施するとともに、関係機関・団体等に対する広報啓発活動の働き掛けを積極的に行うなど、集中的かつ組織的な交通死亡事故抑止対策を効果的に推進するものとする。

第4 応急対策連絡室の設置

応急対策の実施基準に該当した場合は、警視庁本部に交通部参事官を長とする「応急対策連絡室」を速やかに設置し、その事務局を、日勤勤務の時間帯は交通総務課内に、宿日直勤務の時間帯は交通対策指揮室内に置くものとする。

第5 実施要領

応急対策連絡室長及び関係所属長は、それぞれ次の事項を実施するものとする。

1 応急対策連絡室

関係所属長に対し、応急対策の実施基準に該当した旨並びに応急対策の実施所属及び実施要領の周知を図るほか、必要な連絡調整を行うこと。

2 交通部各課並びに運転免許本部及び運転免許試験場

東京都に対し広報啓発活動の強化を要請するほか、交通情報板、ラジオその他各種広報媒体を活用し、交通事故防止に関する積極的な広報に努めること。

3 方面本部

応急対策連絡室並びに交通機動隊及び警察署との連絡調整を行うこと。

4 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署

(1) 「見せる交通街頭活動」の強化

担当区域内又は管轄区域内の交通事故実態を踏まえ、交通事故多発路線及び多発交差点における交通街頭活動を積極的に実施するほか、薄暮、夜間、早朝等交通事故多発時間帯における、主要幹線道路での警察車両による赤色灯点灯走行を実施するなど、「見せる交通街頭活動」を強化すること。

(2) 重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反の取締り

飲酒運転をはじめ著しい速度超過等、重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反の取締りを強化するとともに、交通機動隊及び警察署は、相互に連携した取締りを積極的に実施すること。

(3) 積極的な現場広報の実施

警察車両の車載マイク等の活用により、都民に対する情報発信及び注意喚起を実施すること。

(4) 関係機関・団体等との連携

区市町村など関係機関・団体等に対し、広報啓発活動をはじめとする交通事故防止対策の強化を要請すること。

第6 留意事項

関係所属長は、応急対策の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

1 受傷事故防止

(1) 背負い及び停止灯をはじめとする各種装備資器材を有効に活用し、受傷事故防止に努めること。

(2) 平素から交通街頭活動中における受傷事故防止に関する指導教養を徹底すること。

2 都民の理解及び協力の確保

交通街頭活動の実施に当たっては、常に、都民の理解及び協力の確保に努めること。